

東京地方裁判所刑事部における逐語調書作成の基準について

(平成9年9月24日部総括裁判官申合せ)

オウム真理教関連事件をはじめ複雑、困難な事件が多数係属している現状に
かんがみ、事件の内容に応じた適切な調書を作成するとともに、逐語調書に対する需要に的確に対応し、かつ、各部間の運用の均衡を図るため、下記のとおり、逐語調書作成の基準を定める。

記

次の各場合においては、原則として、逐語調書を作成するものとする。

- 1 次の各号に該当し、供述内容が複雑で、詳細な録取を必要とし、かつ、相当長時間をする供述
 - (1) 否認事実を直接立証する供述
 - (2) 間接事実が重要な事件における、その間接事実に関する供述
 - (3) 鑑定その他専門的、技術的供述
 - (4) 事件の成否に影響を及ぼす任意性、信用性に関する供述
 - (5) 犯罪の不成立又は刑の減免に関する供述
 - (6) 社会に大きな影響を与えた事件、若しくは重罪事件で、量刑に影響を及ぼす供述
- 2 共助事件及び第1回の公判期日前の証人尋問（刑訴法179条、226条、227条）
- 3 その他上記に準ずるもので、裁判長（裁判官）が相当と判断した供述